

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

第 7 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 臨 時 会)

廿 日 市 市

第7回廿日市市議会議案説明書目次

報告第25号	専決処分事項の報告について	1
報告第26号	専決処分事項の報告について	3
報告第27号	専決処分事項の報告について	5
議案第87号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
議案第88号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第89号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11

(報告第 2 5 号)

専決処分事項の報告について

(広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)

(人 事 課)

1 専決処分した理由

広島県市町総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合規約の変更をすることについて協議があったので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

令和 3 年 3 月 3 1 日限りで世羅三原斎場組合が解散することにより、同組合が広島県市町総合事務組合を脱退することに伴う組合規約の変更をする。

3 専決処分年月日

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 5 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び名称変更並びにこれらに伴う当該組合の規約を変更すること。

5 参照法令

地方自治法

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この

節において「構成団体」という。) の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。))及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(報告第 2 6 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(高 齢 介 護 課)

1 専決処分した理由

令和 2 年 9 月 2 5 日地域包括支援センターさいきの職員が、介護予防支援業務のため、玖島デイサービスもみじの駐車場で公用車を駐車しようとした際、後輪で跳ね上げた砂利が後方に駐車してあった軽乗用自動車のフロントガラス及び後方にあった同事業所の窓ガラスに当たり、同車及び同事業所に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 8 4 , 4 2 6 円

債 権 者

(1 3 5 , 3 6 6 円)

広島市佐伯区湯来町大字伏谷 2 1 番地 1 9 8

有限会社 オフィスタカキ (4 9 , 0 6 0 円)

代表取締役 山 本 明 子

3 専決処分年月日

令和 2 年 1 1 月 2 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長

は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(報告第 2 7 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

令和 2 年 9 月 2 0 日 廿日市消防署西分署の職員が、救急搬送用務のため、救急車を運転して廿日市市地御前北三丁目地内の市道地御前宮内線を進行中、停止していた車両を回避して徐行していた際、対向車と離合しようとして救急車を左側に寄せたところ、停止していた普通乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 4 0 , 6 8 9 円

3 専決処分年月日

令和 2 年 1 0 月 2 2 日

4 根拠法令

報告第 2 6 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 2 6 号説明書に同じ。

(議案第 8 7 号)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 2 年度	イ 令和 3 年度以降
6 月	100分の130	100分の130	100分の127.5
1 2 月	100分の130	100分の125	100分の127.5

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 2 年度	イ 令和 3 年度以降
6 月	100分の170	100分の170	100分の167.5
1 2 月	100分の170	100分の165	100分の167.5

(3) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正

給与構造改革及び給与制度の総合的な見直しにおける現給保障の経過措置について、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

3 施行期日

令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、2 の(1)のイ及び2 の(2)のイは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第 88 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 2 年度	イ 令和 3 年度以降
6 月	100分の225	100分の225	100分の222.5
1 2 月	100分の225	100分の220	100分の222.5

3 施行期日

令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、2 のイは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4 根拠法令

地方自治法

第 2 0 3 条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又

は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 89 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例の期末手当の支給割合が改定されることを考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の130	100分の127.5
1 2 月	100分の130	100分の127.5

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつて

は、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律

附則

- ⑤ 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第3条第4号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定を準用する。（以下略）

(4) 地方公営企業法

第38条

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。